

情と関係がある。幼児教育の教師に対する需要が低いものであったので、その養成の必要性が高くなることがなかった、すなわち少数の養成課程しか必要なかったのである。また同様に、長年にわたるイギリスの幼児教育とケアの乖離は、それぞれの分野の従事者の連携を困難にしていたのである。

2. 政権交代直後の変化

(1) 保守党政権の業績

イギリスの保育の状況が目に見えて変化するのは 1997 年の政権交代以後のことであるが、それ以前の保守党政権が全くの無策であったのではない。むしろ、後の大胆な変革につながるいくつかの施策、あるいは立法化はすでに実行されていた。主なものとしては、①1988 年教育改革法による義務教育段階のナショナル・カリキュラムの制定とアセスメントの実施、②1996 年の、就学前教育の目標の提示 (Desirable Learning Outcomes = DLO) とベースライン・アセスメントの実施、③1986 年の全国職業資格委員会 (National Council for Vocational Qualifications) 設立を挙げることができる。以下、それぞれについて説明する。

①義務教育段階のナショナル・カリキュラムとアセスメントの実施

1988 年の教育改革法 (Education Reform Act) で示された大きな改革点のひとつが、公立学校での義務教育は共通のナショナル・カリキュラムにそって行われ、一定の年齢段階 (7、11、14、16 歳時) での到達目標が示され、生徒の到達度を測定するアセスメントが実施されるようになったことである。この年齢段階はキィ・ステージ (KS) 1 から 4 と呼ばれる。

ナショナル・カリキュラムでは、英語・算数 (数学)・理科 (科学) が中核科目として、技術・美術・音楽・歴史・地理・体育が基礎科目として位置づけられ、宗教教育が導入された。11 歳以後には外国語が基礎科目に加わる。

中核・基礎科目のうち音楽・美術・体育を除く科目で義務教育終了時に到達すべき水準がレベル 10 と規定され、KS 1 ではレベル 2、KS 2 ではレベル 4、KS 3 ではレベル 5～6、KS 4 ではレベル 6～7 に到達することが目標とされる。

各ステージのアセスメントの結果は全国的に公表され、全体的な到達度、子どもの通う学校全体としての到達度、子ども自身の到達度が明らかになる。つまり、全国的な基準の下で、自分の子どもの学校や子ども自身の学力レベルが理解できることになる。

ナショナル・カリキュラムの制定およびアセスメントの実施は教育の標準化をめざすものであり、学校カリキュラム・アセスメント局 (School Curriculum and Assessment Authority、以下 SCAA) の管轄下にあった。これまで学校教育が地方当局や学校・教師の裁量に任されていた状況から大きく方向転換しようとするものであった。元をたどれば、学校教育において十分なリテラシー、ニューメラシーが獲得できず、技術革新に適応できない

埋橋玲子 (2007)
「イギリスにおける保育サービスの商品化－保育従事者の能力育成と資格階梯にみる－」
『神戸女子大学文学部紀要』第 40 号。

若年層を生み出しているという危惧があった。水準向上 (rising standard) は政府の緊急課題であった (埋橋 1994)。

②就学前教育の目標の提示 (Desirable Learning Outcomes = DLO) とベースライン・アセスメントの実施 (埋橋 1997)

ナショナル・カリキュラムが就学後に効果的に運用されるためには、就学前教育のありかたもまた、重要である。1996年にSCAAより発行されたDLOでは幼児の学習を個人的・社会的発達 (personal and social development)、言語と読み書き能力 (language and literacy)、算数 (mathematics)、周囲の事物に対する知識と理解 (knowledge and understanding of the world)、身体的発達 (physical development)、創造性の発達 (creative development) の 6 領域に分け、それぞれの到達目標が示され、その後ナショナル・カリキュラムの各科目にどのように展開されていくかについても示している。

DLOの発行とともに、1998年よりベースライン・アセスメント、つまり小学校に入学した時にそれまでの子どもの到達度のアセスメントが実施されることになった。このアセスメントは、子どもの個別的な学習ニーズに効果的に対応するための情報を提供すること、後に子どもの進歩の程度を分析することができるように子どもの到達度を測定し数値によって表す、という二つの目的を持つ。測定されるのはリテラシーとニューメラシーに関係する、読み (reading) ・ 書き (writing) ・ 話すことと聞くこと (speaking & listening) ・ 算数 (mathematics) ・ 個人的社会的発達 (personal & social development) の 5 つの分野である。

DLOは幼児教育バウチャー計画 (Nursery Voucher Scheme) の根幹部分でもあった。政府はこのバウチャー計画により、幼児教育の普及と幼児教育機関の水準向上を目的としていた。親には年間 1100 ポンド相当のバウチャーを支給し、3 学期間、1 回につき 2 時間半のセッション 5 回を限度として子どもに幼児教育を受けさせることができるようにする。ただし子どもを行かせるプログラムは、教育基準局 (Office for Standard in Education、以下 OFSTED から査察を受けて一定水準以上の教育を提供していると認定されていなくてはならない。各プログラムの教育の水準は DLO の内容に沿って査定される。

1998年から実施される予定であったバウチャー計画そのものは、1997年の政権交代によりあえなく廃止の憂き目を見た。ただし、労働政権はバウチャーという形で親に直接支給する形こそとらなかったが、プログラムを実施する機関に子どもひとりにつき同額の補助金を与えるという形で、同じ財源を幼児教育機会拡大に用いた。

③全国職業資格委員会 (National Council for Vocational Qualifications = NCVQ) の設立 (埋橋 1997)

1970年代後半から80年代にかけて、急激な専門技術の変化に従来の職業訓練制度としての徒弟制度が対応できなかつたこと、若者の職業志向が伝統的な職業から新しい職業に移っていったこと、労働者の流動性が増加したこと、産業界における熟練技能者の不足が深刻

になったこと、若者の失業などが大きな社会問題となっていた。だが当時、全国で約 600 の団体から約 6000 もの職業資格が発行されており、それらはもとをたどれば自然発生的なものであった。職業資格は労働者の技能の証明として合理的に機能しておらず、雇用者からすれば求職者の業務能力を判断できないものであり、労働者の技能向上の手段としての能力開発制度としても不十分なものであった。そこで労働者の能力開発と技能レベルの証明が可能となるような全国規模の明確で一貫性のある職業資格制度が必要であることが認識された。

そこで 1986 年、政府は全国職業資格委員会(以下、NCVQ)を設立し、すべての業種、産業にわたる職業資格階梯の設定に着手した。1989 年には最初の全国職業資格 (National Vocational Qualifications、以下 NVQs) のレベル 2 が導入された。当時 NVQs は、レベル 1 から 5 まで設定されていた。

NCVQ は当初工業部門が主導的であったので、特にケアの分野を組織するためにケア部門委員会 (Care Sector Consortium) が設けられ、うちチャイルドケアに関する部門が 7 歳未満児育成計画 (Working with Under Seven Project) として 1989 年に設けられた。

(2) 政権交代後の変化

政権交代直前に発行された 1997 年教育法により、SCAA と NCVC は統合されて資格カリキュラム局 (Qualifications and Curriculum Authority、以下 QCA) へと改編された。政府は「全国チャイルドケア戦略 (National Childcare Strategy)」イニシアティブを標榜し、就学前教育機会の拡大を切り口としてチャイルドケアの拡充に本腰を入れ始めた。この間の主な動きとして① 3・4 歳を対象としたナショナル・カリキュラムの基礎段階 (Foundation Stage) の設定、② 初期学習の目標 (The Early Learning Goal) 設定と達成の手引き、③ 年少児のケアと教育分野での見習い制度の認定、資格階梯の設定である。

① 「基礎段階」の設定 (DfEE 1999)

全国チャイルドケア戦略のひとつが 3、4 歳児を対象とした無償幼児教育の実施であった。この年齢を基礎段階とよび、ナショナル・カリキュラムの対象とした。ここで、保育従事者に対してプラクティショナーの名称が用いられるようになった。

② 「初期学習の目標 (The Early Learning Goal, 以下 ELG)」とそのガイドライン (達成の手引き) (DfEE 2000)

基礎段階の終了時に期待される到達目標が ELG であり、以下の 6 領域にわたって設定された。【 】内の数字は項目数である；

- ・ 個人的・社会的・感情的発達 【14】 (personal, social, and emotional development)
- ・ 言語と読み書き能力 【19】 (language and literacy)

- ・算数【11】(mathematical development)
- ・世の中に関する知識と理解【11】(knowledge and understanding of the world)
- ・身体的発達【8】(physical development)
- ・創造的発達【6】(creative development)

ELGは1999年に発行され、そのガイドラインは続く2000年に発行された。ELGは合計69の到達目標を示し、ガイドラインでは指導上の留意点、遊びの重要性、子どもの多様なニーズ、保護者との連携等についても言及している。そのボリュームは130ページにもおよんでいる。

このような基礎段階カリキュラムの詳細な記述は、次項に述べるような保育従事者の現状を踏まえたものと理解できる。ガイドラインは、至れり尽くせりの親切な手引きであるといっている。

③見習い制度の認定、資格階梯の設定

先に述べたように保育従事者の実態は一様ではなく、無資格者から学位保持者まで、あるいは経験年数にも大きな差がある。またチャイルドケア機会の拡大は求人の拡大でもあり、若年層の失業対策にもなる。

1998年5月には保育職全国訓練機関(Early Years National Training Organisation、以下EYNTO)が認定された。EYNTOは、子どものケアと教育の見習いの全国的枠組みを考案し(National Traineeship in Early Years Cares and Education)、見習い生は平均して2年の見習いの後に保育分野のNVQレベル2が与えられることになった。

1999年には、一定の資質を備えた保育従事者の確保と、個人のスキルアップと生涯学習への意欲づけをねらって、QCAによって保育分野での職業資格階梯が設定された(表4)。このNVQであるが、QCAは別の全国一般職業資格(General National Vocational Qualifications、以下GNVQs)という名称の資格の枠組みを設定している。

このあたりを説明するには一見複雑に見えるイギリスの教育制度に踏み込まなくてはならない。きわめて大雑把な説明であるが、GNVQsは、義務教育年限を終了した段階で実施されるGCSE⁶の科目別の成績、およびAレベル・ASレベル⁷の成績をベースとしており、いわば基本的な職業遂行能力を示すものといえる。NVQレベル3はGNVQ上級レベルに相当し、おおむね日本の高等学校修了程度といえる。GCSEでは科目ごとにAからGまでの8段階の成績がつけられ、その成績によってGNVQの基礎レベル・中級レベルに位置づけられる。

EYNTOはGCSEをすべての科目で取得できていない若年者⁸にも、見習い制度による職業訓練の機会を与え、失業から救うという目的をもあわせもっているのである。それはイギリスにおける保育従事者の現実の一端をもうかがわせる。

表4 児童とその関連領域についてのキャリア形成の階梯

職名	資格の名称	NVQ
<ul style="list-style-type: none"> ・ ナーサリーアシスタント ・ プレスクールアシスタント ・ 託児室アシスタント ・ ペアレント/トドラープレイグループアシスタント ・ プレイグループアシスタント ・ おもちゃライブラリーアシスタント ・ ホームスタートワーカー ・ マザーズヘルプ ・ ベビーシッター、オペア 	CACHE (*2) チャイルドケアと教育・レベル2・サーティフィケート C&G (*3) 乳幼児ケアと教育・レベル2・プログレッシブアワード	乳幼児のケアと教育・ NVQ レベル2 (*4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ナーサリースーパーバイザー ・ プレスクールリーダー ・ 託児室リーダー ・ プレイグループリーダー ・ 特殊教育助手 ・ ナーサリーナース ・ ナニー ・ チャイルド・マインダー 	CACHE チャイルドケアと教育・レベル3・ディプロマ (*5) チャイルド・マインダー協会 チャイルドマインディング・レベル3・サーティフィケート 児童育成専門職 レベル3・サーティフィケート	乳幼児のケアと教育・ NVQ レベル3 (*4)

* 1 QCA (1999) *A Framework of Nationally Accredited Qualifications in Early Years Education, Childcare and Playwork* より作成

* 2 CACHE はチャイルドケア分野での資格・免許発行にあたり、有力な団体である (= the Council for Awards in Children's Care and Education 児童のケアと教育の資格・免許発行委員)

* 3 C&G は各種資格発行団体であり、多くの職種を対象としている (= City and Guilds of London Institute)。

* 4 このNVQはC&G、CACHE、EdExcel、Open Universityによって与えられる。

* 5 以前は乳幼児保育(7歳まで)分野のNNEB (=National Nursery Examination Board) ディプロマとして知られていた。

3. 2006 年現在の状況

(1) 2001 年前後の変化

2001 年総選挙の結果、労働党は政権の座を維持し、教育雇用省 (Department for Education and Employment) は教育技術省 (Department for Education and skills = DfES) および労働年金省 (Department for Work and Pensions = DWP) に改編され、チャイルドケア政策にも改めて力を注いだ。2 期目の政権下、1997 年以降の改革による効果ないし変化が目に見えて現れてきた。イギリス経済の良好さを背景に女性の雇用もすすみ、チャイルドケア分野も活況を呈している。

2000 年にはケア・スタンダード法が制定され、それにより、保育機関で提供されるケアの査察の責任が地方当局から OFSTED に移管された。それ以前は、査察責任は 1989 年子ども法によって地方当局に置かれていたのである。教育に関しては、すでにナショナル・カリキュラム基礎段階によって就学前教育の基準が示され、査察責任が OFSTED におかれている (前述)。これで、OFSTED による保育機関のケアと教育の査察責任一本化が実現したのである。

就学前教育の無償提供は 3・4 歳児の 2 年間となり、3 歳未満児の保育にも関心が向けられるようになった。2001 年、政府は 3 歳未満児の保育の効果的な実践の枠組みとして、「誕生から 3 歳まで (*Birth to Three Matters*)」を示した。これは教材パック (入門の手引き、ポスター、カード、ビデオ、CD-ROM) として配布され、3 歳未満児保育にあたる保育者の実践を助けるものである。同じく 2001 年には「8 歳未満児のデイケアとチャイルドマインディング全国基準 (the National Standards for Under Eights Day Care and Childminding)」が発行されている。

すでに政権第一期目の 1998 年 7 月には「確かなスタート (Sure Start)」という恵まれない地域 (disadvantaged area) の子どもに対する複数の省庁の合同プロジェクトが公示されていた。これには貧困地域の家族と 4 歳未満の子どもを対象として、教育・福祉・保健などのサービスデリバリーを効果的・合理的に行うという目的があった。2002 年には報告書が提出され、プロジェクトが親の必要とするサービスを提供し、多数の親の声を反映したものとなり、良い効果が上がったことは認められた。しかし同時に課題も多く認められた。それはパートナーシップの形成と維持は多くの時間を必要とし、異なる専門家間での調整という新たな専門性が求められることである。保育従事者に対してより高い専門性が求められるようになった。

2003 年、児童保護の強化を出発点としたグリーン・ペーパー「どの子ども大切に (*Every child matters*)」(以下、ECM) が発行された。2000 年 2 月に親族による虐待によって死亡に至った女兒ビクトリア・クリンビーの事件をはじめとし (Lambing 2003)、危機的な状況にある子どもの保護の失敗例が相次ぐことにイギリス政府は危機感を示し、グリーン・ペーパーの発行に至ったのである。子どもの保護が失敗に至った理由として、関係諸機関の連携の不具合により適切な介入が行われなかったことが一連の事件に共通していた。

ECM グリーン・ペーパーでは過去数年の政策実行により、教育水準の向上や貧困問題の改善、少年犯罪の再犯率の低下など効果が見られたことを引き、今後の課題としてさらに子ども保護の強化を目標として掲げた。子ども保護は対象を特定化した取り組みによってだけではなく、子ども全体の状況を改善するという取り組みと組み合わせられてこそ、効果を発揮する。したがって子ども全体の状況を改善することを基本に据えたうえで、特定の問題に対処するという方針を示した (DfES 2003 : 5、13)。

2004 年 1 1 月には子ども法が制定され、ECM グリーン・ペーパーに法的根拠を与えるものとなった。2004 年子ども法は子ども・青少年に関連するサービスを総括する子ども委員設置について定めており、各部局で不統一のまま関連するサービスが提供されるのではなく、統合化によってより効果的な政策実行が目指されることになった。

同 2004 年 12 月には「チャイルドケア 10 年戦略」が『親にとっての選択、子どもにとっての最上のスタート』(“ Choice for parents, the best start for children” –the ten years strategy for childcare) の発行によって示された。それは政府の描いた 21 世紀に対応したチャイルドケアシステムの青写真である。この発表に続いて「保育者能力開発戦略 (the Children’ s Workforce Strategy)」の発表、「チャイルドケア予算」と育児休暇園長のコンサルテーションが開始された。このように 2004 年はイギリスのチャイルドケアに関して重大な年であった。

この間の主だった動きとしては、①ナショナル・カリキュラム「早期基礎段階 Early Years Foundation Stage」の設定に向けての準備開始、②保育者能力開発局 (The Children’ s Workforce Development Council, 以下 CWDC) の設置が挙げられる。

①ナショナル・カリキュラム「早期基礎段階 Early Years Foundation Stage」の設定に向けて

2005 年 12 月に、ナショナル・カリキュラムの早期基礎段階 (以下、EYFS) の設定に向けての文書「早期基礎段階；今後の方向性 (*Early Years Foundation Stage; Direction of Travel Paper*)」が発行された。EYFS はコンサルテーションを経て、2006 年 9 月に内容が確定され、2007 年から 2008 年にかけて保育プロバイダーへの研修が実施され、2008 年 9 月より実施というタイムテーブルが示されている。

基本的な理念は、乳幼児にとってケアと教育は不可分なものであり、すべての子どもがその置かれた家庭環境や所属する保育機関にかかわらず人生の最善のスタートを切る機会を与えられるべきであるというものである。チャイルドケア 10 年戦略の中で示された、すべての乳幼児に誕生から就学に至るまで、発達保障を共通して行えるシステムの確立に向かうことが EYFS のビジョンである。

具体的には、「誕生から 3 歳まで」(2001 年)、「基礎段階」(1999/2000 年) および「8 歳未満児のデイケアとチャイルドマインディング全国基準」(2001 年) をひとつの枠組みに収めようとするものである。つまり誕生から義務教育就学までの子どもの発達と学習経験をカ

バーするものであり、「基礎段階」は「早期基礎段階」によって置き換えられ、ナショナル・カリキュラムの対象が 0 歳まで拡大されることになる。財源は「チャイルドケア予算」によって与えられる。

②保育者能力開発局 (The Children's Workforce Development Council) の設置

質の高い保育が供給されるためには保育者の質が大きな役割を果たす。チャイルドケアの拡大にあたっては量的・質的両面での労働力の確保が課題となる。そこで 2005 年 4 月、「保育者能力開発戦略」が各地方当局で具体化されていくためのサポートを行う保育者能力開発局 (以下、CWDC) が設置された。

CWDC は複数存在する資格を統一的な枠組みの中に位置づけること、現場の保育従事者を経験と研修の程度によって枠組みの中に位置づけさらにキャリア・アップを図らせること、求められるキャリアの内容については細かくモジュール化し段階別に全国的な基準に沿った形で提示すること、これらに関係諸機関との連携により行っている。

考察

(1) 福祉国家比較の観点から

イギリスの年少の子どもに対する教育とケアはいまや重大な政策課題となり、過去 10 年間にわたって大きな変革を成し遂げてきた。子どもの教育とケアの先進国がスウェーデンをはじめとする北欧諸国であるとするならば、イギリスは後進国であった。しかし後発性利得を十分に発揮し、諸外国からの情報をもとに、徹底したリサーチとパイロット・プログラムの実行とその評価を集中的に行い、合理的な政策実行のために教育とケアの統合を推進した。現象面を捉えると、イギリスの保育は大きく変化したのである。だが果たして、それを「進歩」と呼べるであろうか。何をもちて進歩と呼ぶかについても論議の分かれるところである。

イギリスの保育の変化が意味するところについてまず、エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論の観点から考えてみたい。イギリスはアメリカと同様自由主義レジームに属し、保育サービスを現代の「働く家族」モデルには必要不可欠の支援とみなしながら、あくまでサービスが市場で提供されるものであるという原則はいささかも揺らいでいない。

保育サービスの購入は高くつくため、その負担が大きすぎる子育て家庭に対する支援は、タックスクレジットなどの現金給付という形で行われる。サービスの選択はあくまで利用者＝消費者である親に委ねられている。保育サービスが無償で、すなわち現物給付で行われるのはごく一部の「必要のある子ども (children in need)」に対してだけである。保育サービスは市場原理のもとで提供されることが大前提であり、そこに競争原理が働くことでサービス内容が向上し、それはサービスの利用者にとっても望ましい、とする考え方が大前提にある。

これに対しスウェーデンなどの社会民主主義レジームに属する国々では、保育サービスは普遍的サービスであり所得再分配の意味合いを持つ。したがって現物給付であり保育料は家

庭の所得に応じて支払うが、その上限が定められている。実のところ子どもの養育の外部化、すなわち子どもの保育（ケア）サービスが家庭外で提供される程度は、自由主義的福祉国家と社会民主主義的福祉国家で大差はない。そのサービス・デリバリーの原理が根本的に相違しているのである。

保育サービスが普遍的サービスとして供給される方向に進むことを進歩と呼ぶのであれば、イギリスの保育サービスの変化を「進歩」と呼べるだろうか。答はイエス・アンド・ノーである。保育サービスのうち教育の部分に関しては、無償で提供される対象が3・4歳児へと（親の希望が前提であって、義務教育化したのではない）大きく拡大した。この点に関しては大きな進歩であり、イエスと明言できる。保育サービスのうちケアの部分に関しては、イエスともノーとも断言しかねる。なぜなら税の減免など、所得制限があるためすべての家庭がその恩恵に与るものではないが、サービスの提供に少なからぬ公費が投入されるようになった。とはいえ多くの家庭にとって保育（ケア）サービスの購入は依然として大きな負担である。もし、サービス提供の原理が自由主義レジームのそれから社会民主主義レジームのそれに移行することを「進歩」と呼ぶなら、ノーである。

次に福祉国家比較の観点から離れて、イギリス国内という枠組みで考えると、保育サービスの変化は公費の投入を得てそれが市場で扱われることになった、つまり年少児のケアが全くの私事ではなく、公共の関心事となった、ということに大きな進歩を見出せる。イギリスの経済を考える時に「民営化(privatization)」という重要な概念があるが、イギリスにおける保育サービスの近年の変化を「民営化」と呼ぶことはできない。なぜならこれまで年少児のケアはけっして公共の関心事ではなく、家庭内で行われるべきことであり、一般大多数の人々に対し公的サービスとして提供されたことはないに等しかったからである。公的な就学前教育機会はきわめて少数であり、親の就労は公的なケアの理由とはならなかった。これらは民間の自助努力に委ねられており、具体的にはプレイ・グループとチャイルド・マインダーという保育形態の、イギリス独自のひろがりを生み出したのである。いずれも保育の形態としては他の国にも存在するが、双方とも全国的な組織化を実現させたことはイギリスの特徴といってよいだろう。だが現在、公的な幼児教育とケアの機会が拡大した結果、プレイ・グループもチャイルド・マインダーも漸減の傾向にある。

(2) 規格化される保育労働力と保育効果

保育がサービスとして市場におかれるとき、重要なのはクオリティ・コントロールとコスト・エフェクティブネスであり、この二つの要素が保育のアフォータビリティを高める。つまり、保育サービス内容の質には保育従事者の質がおおいにかかわってくるのであり、質の高い保育従事者の能力を効果的に活用することがサービスの効率性を押し進める。効率性が高まるとより低い価格でサービスが提供できるようになり、より多くの家庭が保育サービスを利用できる。それが政府の意図するところである。

保育従事者すなわちプラクティショナーについて求められる知識や技能を細部に至るま

でモジュール化し、段階を追って修得するプロセスを明確にし、能力開発を行う。その結果は職業階梯での位置づけの上昇というかたちで可視的なものとなる。それは本人にとっても自らの資質向上の動機づけとなり、全国的に統一された枠組みであるので、労働市場間での移動も容易になる。プラクティショナーの資質が向上することは保育の質、すなわちサービス内容の向上にとって重要な条件である。

そのサービス内容であるが、現在の基礎段階ナショナル・カリキュラムは、内容を子どもの発達という観点から詳細に記述したものの、という見方ができよう。それは保育サービスが子どもと家族に対して提供可能なサービスの内容を具体的に示したものであるとともに、子どもに現れる成果を理解する手立てでもある。その内容は OFSTED の査察により全国的に評価・公開され、可視性・透明性がある。査察結果は保育サービス選択の指針ともなる。

レセプションクラス終了時、義務教育開始前に行われるベースライン・アセスメントは、その後の個別の子どもの発達、能力開発のための基礎資料となる。子どもは義務教育入学後、段階ごとのアセスメントで学習の到達度が全国基準により確認される。最終的には前期中等教育の年限が終わるとき、GCSE の成績により到達段階が示される。その後アカデミックなコースをたどるものは A/AS レベルの成績等を得て高等教育機関へと進学していく。それ以外のコースを選んだものは、継続教育、現場経験を経るなどして、いずれかの職業分野で NVQs 等の職業階梯の枠組みの中で能力開発をはかるのである。

結論；保育サービスの商品化と今後の課題

イギリスの保育サービス分野におけるここ 10 年の大きな変化は、1980 年代より始まったイギリス社会の産業構造全体の、近代化の大きな流れの中のひとつのうねりであったと理解できる。1980 年代半ばには信頼できる全国共通基準に基づいた職業資格の枠組みの整備が求められ始めていた。1980 年代後半の教育改革は、先進的な産業や技術革新に耐えうるだけの学力水準を備えた人材を輩出することを目的としていたのであり、それに続く 90 年代の就学前教育への注目は、そのような人材育成を効果的に行うための生涯学習のスタート地点としての重要性を認識してのことであった。

このおよそ 20 年間の動きを眺めると、ここ 10 年間の保育サービス分野における革命的とも呼べる変化は、乳幼児のケアと教育の分野への工業社会における産業モデルの導入であったと理解できる。つまり全国共通の基準が設けられ、保育というサービスの内容が明示され、サービスを提供する保育従事者は職業階梯のどこかに位置づけられて労働市場での移動を容易にさせる。これはまぎれもなく、教育とケアというサービス、そしてそのサービスを提供する労働力を商品として市場に流通させるためのクオリティ・コントロールのシステムである。

問題は保育というケアと教育を総合した営み、すなわち将来に生きる人間を育成するシステムとして、そのような工業社会における産業モデルの適用が、知識社会と呼ばれる新たな時代の到来に、果たして適切であるかどうかということである。創造的であることに最上の

価値が置かれる知識社会を生産的に生き抜いていける人間を、工業社会の基準のもとで育てることができるのだろうか？

とはいえおよそ10年前のイギリスの保育サービスの状況を考えると、とにもかくにも一定の水準にまでケアと教育の質を高めたイギリス政府の功績には感嘆せざるを得ない。筆者の疑問に対しては、モスが提唱するところの乳幼児の教育とケアを保育「サービス」と呼ぶのではなく、「子どもの空間」として位置づけ、一定の尺度で評価することのできない多様な価値観をみとめ、既存の価値基準にとらわれないやり方で民主主義を涵養する、という主張が答えを与えてくれそうである (Moss & Petrie 2002, Dahlberg & Moss 2005)。この視点からの望ましい乳幼児のケアと教育のあり方の模索が今後の課題である。

文献

- Blenkin, G., Rose, J. & Yue, N. (1996) Government Policies and Early Education: Perspectives from Practitioners, *European Early Childhood Education Research Journal*, 4(2):5-21.
- Dahlberg, G. & Moss, P. (2005) *Ethics and Politics in Early Childhood Education*, RoutledgeFalmer.
- DfEE (1999) *Early Learning Goals*.
- DfEE (2000) *Curriculum Guidance for the Foundation Stage*.
- Jackson, S. (1993) Under fives: Thirty Years of No Progress? in Pugh, G. ed. *30 Years of Change for Children*, National Children's Bureau.
- Kahn, A.J. and Kamerman, S.B. (1994), *Social Policy and the Under-3s: Six Country Case Studies*, Cross-National Studies Research Program, Columbia University School of Social Work.
- Laming (2003) *The Victoria Climbié Inquiry*, HMSO.
- Moss, P. & Petrie, P. (2002) *From Children's Services to Children's Spaces*, RoutledgeFalmer.
- Pugh, G. (2001) A Policy for Early Childhood services?, *Contemporary Issues in the Early Years*, 170-188, National Children's Bureau.
- 埋橋玲子 (1994) 「ライジング・スタンダードの目指すもの」, 『少年育成』460号.
- 埋橋玲子 (1995) 「イギリスの幼児教育と保育－日本の幼児教育に示唆するもの」, 『姫路学院女子短期大学紀要』第23号:105-126.
- 埋橋玲子 (1997) 「イギリスのチャイルドケア－ナーサリー・ヴァウチャー計画と NVQs にみる－」, 『関西教育学会紀要』第21号.

注釈

- 1 Europe Commission Network of Childcare。1991年に Europe Commission Network on Childcare and Other Measures to Reconcile of Women and Man と改名。
- 2 1995年当時。現在では CACHE に改編。
- 3 イギリスでは名門私立高校を意味する。
- 4 1993年当時。
- 5 2003年、ヨーク市で筆者が訪問した、自宅で保育室を開いている女性は、子ども一人ひとりの到達レベルをマーカーの色分けで示し、ガイドラインを忠実に参照していた。
- 6 =General Certificate of Secondary Education、一般前期中等教育修了証明。中学卒業程度。
- 7 =General Certificate of Education、一般後期中等教育終了証明。AレベルとASレベルがある。
- 8 試験は何度でも受けられる。